

1. 申請期間と送付方法について

Q 1. 申請期間と申請書の提出方法は？

A 1. 申請期間 2021年7月20日（火）～同8月2日（月）（当日消印有効）

作成した書面を下記の送付先に書留郵便等で送付してください。

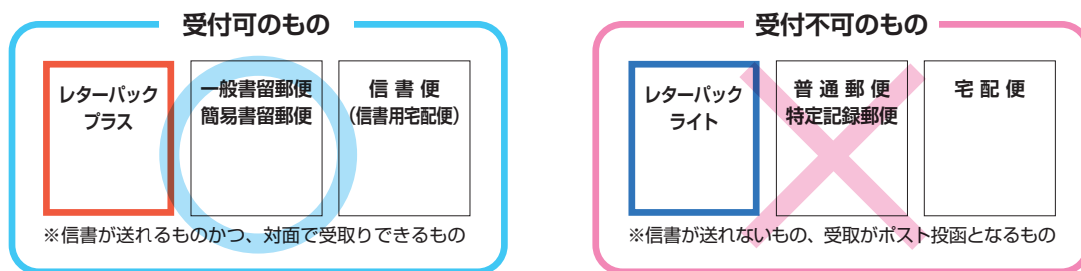
CD-ROM などデータでの申請は受けません。

<送付先>

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5

（公社）全日本トラック協会 引越事業者優良認定制度 申請受付 係

電話：03-3354-1038



※ 来訪での受付は行いません。

※ 各都道府県トラック協会では受けません。問い合わせも全日本トラック協会に直接お願いします。

※ 提出された書類は理由の如何を問わず返却できません。また、提出後に確認のため問い合わせをする場合がありますので、必ずコピーし、認定が発表されるまで保管してください。

2. 申請資格について

Q 2. 申請には事業許可などが必要ですか？

A 2. 申請には下記のいずれかの許可又は登録が必要です。（どれかひとつ）

- ① 一般貨物自動車運送事業の許可
- ② 第一種貨物利用運送事業の登録
- ③ 第二種貨物利用運送事業の許可

Q 3. 弊社は倉庫業の許可しかありませんが、申請できますか？

A 3. 申請できません。申請にはA 2の許可又は登録が必要です。

Q 4. 上記のA2の他に、申請に必要な資格などはありますか？

A 4. ①各事業所に全日本トラック協会が主催する引越管理者講習を受けた者（修了者）を配置すること。（受講年度が2017年度以降の者に限る。引越管理者講習修了証の次回受講時期が2020年度以降と記載される者となります。）

※新型コロナウイルス感染拡大防止による特例を含みます。詳しくはA17をご参照ください。

②各事業所が安全性優良事業所（Gマーク）に認定されていること。

※一部の事業者がGマーク未取得の場合、Gマーク未取得の事業所について、別に定める審

査を行う特例があります。

特例の申請方法については、33～40ページをご参照ください。

※本年度Gマークの申請をした場合、申請受付はいたしますが、全事業所においてGマークが認定されなかった場合は、引越安心マークも認定されませんのでご注意ください。

Q 5. 事業者が集まり共通の引越サービス名称を使用しているグループの場合、グループ内の個々の事業者はどのような申請が必要ですか？

A 5. グループ内の事業者が個別の申請をする必要はありません。グループを統括している本部等が、個々の事業者の申請書を取りまとめ、一括で申請します。

Q 6. 事業者が集まり共通の引越サービス名称を使用して引越を行っていますが、共通の引越サービス名称とは別に、自社の名前のみでも引越安心マークを使用したい場合はどうすればいいですか？

A 6. 当制度は引越サービス名称の単位で認定します。グループに所属する会社がグループの名称とは別に自社の引越サービス名称で引越安心マークを使用したい場合は、共通の引越サービス名称を統括している本部の申請とは別に、自社の名前で申請を行ってください。認定されれば自社の引越安心マークが使用できます。認定されていないのに自社の引越サービス名称で引越安心マークを使用すると、不正利用となりますのでご注意ください。

Q 7. 本社が引越に関わっておらず事業所のみが引越業務を行っている場合でも、本社による申請が必要ですか？

A 7. 本社からの申請が必要です。

Q 8. お客様相談窓口は本社に設置しなくてははいませんか？

A 8. お客様相談窓口（グループ又は会社全体のお客様からの相談・苦情を受付、対応を行う窓口）とその責任者は、本社に設置されていなくても構いません。

Q 9. 認定された後、更新申請を行わず認定の有効期限（3年間）が満了となってしまいました。また申請することは可能ですか？

A 9. 新規として申請することが可能です。

Q 10. 第1号様式に記入する事業者番号と、見積書に記載する事業許可番号は何が違うのですか？

A 10. 事業者番号は09で始まる12桁の数字で、国土交通省が1事業者に1つ振り当てている番号です。

本申請にはこの事業者番号が必要となります。（第1号様式に記入）Gマークも事業者番号での申請となっておりますのでご確認ください。また、事業者番号が分からない場合は各都道府県トラック協会（地方実施機関）にお問い合わせください。

事業許可番号は、一般貨物自動車運送事業の許可を得る際、許可証に記載されている文書番号です。

運輸局、運輸支局の受付部署の略と番号で構成されている場合が多く、例えば関東の場合、『関自貨第〇〇号』などです。（構成は届出の局、支局、届出年度などによって異なります。）約款により事業許可番号は見積書への記載が必要なため、必ず確認してください。わからない場合は、運輸支局にお問い合わせください。

3. 申請する事業所について

Q 11. 申請が必要な事業所とは？

A 11. 下記のように、引越に関わる業務を行っているすべての事業所の申請が必要です。

- ① 引越の作業や実運送を行っている
- ② 引越の営業（見積り）や依頼の受け付け（電話受付のみの場合も）を行っている
- ③ 引越の問い合わせや相談受付などお客様対応を行っている

また、引越グループの場合も、グループ内で上記の業務を行っている事業者は、申請が必要です。申請は引越グループの本部などがとりまとめて行います。（Q 5を参照してください。）

Q 12. A11にある事業所のうち、申請資格を満たしていない事業所があります。これを除外して申請することはできますか？

A 12. 引越に関わるすべての事業所の申請が必要なため、除外して申請することはできません。

Q 13. 引越の実運送や営業、お客様対応などの引越業務を行っていない事業所も申請対象となりますか？

A 13. 引越に関わらない事業所は申請対象外です。

Q 14. 事務所移転の引越のみを行っている事業所も申請対象に含まれますか？

A 14. 当制度は一般消費者に対し安心・安全を提供するための制度ですので、標準引越運送約款によらない移転（事務所移転等）のみを行っている事業所は申請対象とはなりません。

Q 15. 弊社は利用運送のみを行っており、作業は他社に委託しておりますが、消費者対応は弊社窓口のみで行っております。このような場合、申請事業所としては弊社のみで構いませんか？

A 15. 利用運送の場合は申請パターン3（引越グループ）に該当しますので、申請パターン3の要件を満たすよう委託先の事業者の分も申請書類の提出をお願いします。申請パターン3の要件を満たせない場合には申請できません。（申請パターン3については3ページをご参照ください。）

4. 引越管理者講習修了者の各事業所への配置について

Q 16. 引越管理者修了者の講習修了番号と次回受講時期はどこで確認できますか？

A 16. 引越管理者講習終了時に配布される修了証（上が黄色い帯の修了証）の表の面を確認してください。

講習修了番号は右上に記載されています。

次回受講時期は左下に記載されています。

例) 2019年度に講習を受講している場合「2022年度」と記載されています。



申請で記入する【次回受講時期】と【修了番号】

Q 17. 昨年度、引越管理者講習を受講する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の特例により受講しなかったため、修了者がいない事業所があります。申請はできますか？

A 17. 2020 年度次回受講時期の方が新型コロナウイルス感染拡大防止のため 2020 年度に受講できなかった場合は、2021 年度に受講することで認める特例を設けております。よって、申請はできますが、新規申請は 2021 年 11 月、更新申請は 2022 年 3 月までに受講をしていただく必要があります。

引越管理者講習修了者 2021 年度申請対象者

新規申請

講習受講年月	次回受講時期
2021 年 4 月～ 2021 年 11 月	2024 年度
2020 年 4 月～ 2021 年 3 月	2023 年度
2019 年 4 月～ 2020 年 3 月	2022 年度
2018 年 4 月～ 2019 年 3 月	2021 年度
2017 年 4 月～ 2018 年 3 月	2020 年度※

更新申請

講習受講年月	次回受講時期
2021 年 4 月～ 2022 年 3 月	2024 年度
2020 年 4 月～ 2021 年 3 月	2023 年度
2019 年 4 月～ 2020 年 3 月	2022 年度
2018 年 4 月～ 2019 年 3 月	2021 年度
2017 年 4 月～ 2018 年 3 月	2020 年度※

※新型コロナウイルス感染拡大により特例の対象ですが、新規申請は 2021 年 11 月まで、更新申請は 2022 年 3 月までに受講が必要です。

Q 18. 引越基本講習修了者のみの配置でも申請が可能ですか？

A 18. 申請できません。申請の対象者は引越管理者講習修了者です。

Q 19. 引越管理者講習修了者は、1 事業所に何人の申請が必要ですか？

A 19. 1 事業所に 1 人以上の申請が必要です。1 事業所に複数名を申請することもできます。

Q 20. 1 人の引越管理者講習修了者が複数の事業所を兼任している場合、同じ人を複数の事業所の引越管理者講習修了者として申請することはできますか？

A 20. 1 人の引越管理者講習修了者が複数の事業所をまたいで申請することはできません。1 人の引越管理者講習修了者が申請できるのは 1 事業所のみです。

Q 21. 2016 年度に引越管理者講習を受講しましたが、修了者として申請できますか？

A 21. 申請できません。本年度の対象者は 2017 年度以降（2017 年 4 月以降）に引越管理者講習を受講した方です。（※新型コロナウイルス感染拡大防止による特例を含む）
認定条件として引越管理者講習は 3 年度毎に受講することになっています。今年度新たに引越管理者講習を受講してください。なお、再度、引越基本講習を受講する必要はありません。申請対象者の確認は Q17 をご参照ください。

Q 22. 更新申請で、現在お客様対応責任者が引越管理者講習修了者の代行を行っている場合はどうすればいいですか？

A 22. できるだけ速やかに配置しご報告ください。なお、2021 年 3 月 31 日までに正式な引越管理者講習修了者をご報告いただけない場合は、取消しの対象となりますのでご注意ください。

5. お客様対応窓口及びお客様対応責任者について

Q 23. お客様対応窓口を複数か所設置してもよいですか？

A 23. 当制度では、事業者等（会社・グループ等）を代表するお客様相談窓口を設置することを求めます。事業者等の相談・苦情を統括する機関として一カ所、（お客様対応責任者が在籍している窓口）を申請してください。

※添付資料 3 - 5（体制図）に記入してください。27～28 ページをご参照ください。

Q 24. お客様対応責任者は社長でもよいですか？

A 24. 社長でもかまいません。申請事業者が宣伝している「引越サービス名称」で行う引越の苦情や相談について責任を持って対応できる方を登録してください。また、引越優良事業者に認定された際、この「お客様対応責任者」は全日本トラック協会との窓口となります。

＜認定におけるお客様対応責任者の主な役割＞

- ・ 社内（グループ内）の苦情、相談のとりまとめ対応窓口
 - ・ 苦情・相談等の社内（グループ内）での情報集約
 - ・ 全日本トラック協会に苦情等があった場合の対応窓口
 - ・ 全日本トラック協会からの連絡及びメールマガジンの社内への情報発信
- ※認定期間中、1年に1度お客様対応責任者研修会議への出席が必要です。

なお、全日本トラック協会ホームページにはお客様対応責任者名の公表はしません。お客様対応窓口の電話番号は掲載します。

6. その他

Q 25. 弊社の事業所は〇〇県のみであり、基本的には県内の引越を行っています。しかし、まれに着地が他県となる引越があるため、作業等を他社に委託することがあります。弊社が認定事業者となった場合、委託先の事業者が引越安心マークに認定されていなくても、現状通り作業を委託して問題ないでしょうか？

A 25. 問題ありません。
ただし、運送上の責任は貴社が負わなくてはなりません。

Q 26. 引越グループの中でのGマーク取得率等の基準はありますか？

A 26. 当制度は取得率を申請の基準にしていません。既に安全性優良事業所（Gマーク）に認定されている事業所（2021年度申請中の事業所でも可。）が1事業所以上ある事業者に関し申請できます。（Gマークを取得していない事業所は別に定める審査が必要です。詳しくは33～40ページをご参照ください。）

Q 27. 引越優良事業者に認定された後に、事業所（営業所）に引越管理者講習修了者がいなくなった場合は、引越安心マークも取消されますか？

A 27. すぐに取消されることはありません。速やかに後任者を配置いただき報告願います。また、速やかな配置ができない場合は、お客様対応責任者が兼任することを報告してください。転勤のある事業者については、出来る限り複数名での配置、登録をお願いします。更新の事業者で、現在、お客様対応責任者が代行している場合は、できるだけ速やかに配置し、ご報告ください。（A22もご参照ください。）

Q 28. 引越優良事業者に認定された後、実運送を行っているがGマークを取得していない事業所（営業所）は、その後もGマークを取得しないままでよいですか？

A 28. 当制度はGマーク取得を前提としておりますので、取得が必要です。引越事業者優良認定の更新時（本年度認定された場合は2024年度の更新申請）までにGマークの取得（申請）を求めます。なお、Gマーク申請資格のない事業所や、第一種及び第二種貨物利用運送事業者については、更新時も申請時と同様に第5号様式、第6-1号、第6-2号様式の提出が必要です。詳しくは33～40ページをご参照ください。

Q 29. 引越優良事業者に認定された後、Gマークを取消し、取下げになった事業所（営業所）が発生した場合は、引越安心マークも取消されますか？

A 29. すぐに取消されることはありません。変更の届出をお願いします。審査委員会において再審査を行い、その結果に基づき全日本トラック協会の長が決定します。
ただし、登録をしているすべての事業所がGマーク未取得となった場合は、認定基準を満たさないため、取消しの対象となります。

Q 30. 引越優良事業者に認定され、その後取消しとなった場合の欠格期間は？

A 30. 虚偽の申請や不正な行為等により申請の却下、審査の中止又は認定の取消しがあった場合は、その決定がなされた日から起算して2年間、また認定証、マーク等の不正利用が発覚した場合は、全日本トラック協会に不正利用が解消されたことを証明する資料が届いた日から2年間が欠格期間となるため、新たに申請することはできません。

Q 31. 全日本トラック協会ホームページへの公表はどこまで掲載されますか？

A 31. ① 引越サービス名称（申請時に希望があった場合はロゴマーク等）
② 会社又は団体等の名称
③ お客様窓口電話番号
④ 第2号様式で提出された事業所（営業所）の情報（事業所名、住所、電話番号）
※お客様対応責任者等の個人名は掲載いたしません。

なお、事業所（営業所）の名称等を別名称でホームページに掲載を希望される場合には第2号様式の「ホームページ掲載の名称」欄も必ず記入してください。（18ページをご参照ください。）

〈例〉申請名称 ○○運送(株)横浜営業所 → 掲載名称 横浜引越センター

※掲載イメージは7ページをご参照ください。

Q 32. 引越優良事業者に認定された後に行われる研修会議にお客様対応責任者が出席できない場合はどうなりますか？

A 32. やむを得ない場合のみ代理の出席者を選任することができます。代理の出席者は責任者に研修会議の内容を報告しなければなりません。出席がない場合には認定取消しとなりますので、必ずご出席ください。

※代理者に特に資格は必要ありません。

※開催が決まりましたら、お客様対応責任者宛に案内をお送りします。

最新のQ&Aは全日本トラック協会のホームページに掲載します。最新のQ&Aにないご質問については、「申請書作成相談窓口」までお問い合わせください。（詳しくは14ページをご参照ください。）